報告事項 2

行政処分取消等請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和2年5月18日

教 職 員 課

行政処分取消等請求事件について

1 当事者

原告 県立高校の事務職員

被告 愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 苦情処理委員会が、原告にした3件の苦情処理結果を取り消し、審査のやり直しをする。
- (2) 調停用印紙額は被告の負担とする。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事件の概要

(1) 請求の原因

原告は、平成 28 年度、平成 29 年度及び平成 30 年度の人事評価結果について、苦情相談員に対し苦情相談を行い、その後、苦情処理委員会に対し苦情処理の申出を行った。

苦情処理委員会は、原告始め関係者の事情聴取を実施した上で、原告の人事評価結果を審査し、評価結果は妥当である旨、原告に対して通知した。

これに対し原告は、苦情処理委員会の審査結果が不服であるとして、令和2年1月20日に愛知県を相手方として調停申立てを行ったが、愛知県としては、適正に審査が行われたものであり、審査のやり直しは行わないとしたことから、同年3月13日に調停不成立となった。

(2) 原告の主張

苦情処理委員会は、苦情処理結果を通知する前に、審査結果の基礎となる事実を原告に確認していない。当事者に確認せずに行った、虚偽の理由による審査結果は、無効であるため、苦情処理委員会は審査結果を取り消し、審査のやり直しをすべきである。